

西東京市告示第144号

市道の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、次のように市道の区域の決定及び供用の開始をしたので告示し、その関係図面を一般の縦覧に供する。

令和7年7月31日

西東京市長 池澤隆史

- 1 路線名並びに区域決定及び供用開始の区間
別紙のとおり
- 2 区域決定及び供用開始の概要
別図のとおり
- 3 区域決定及び供用開始の期日
令和7年7月31日
- 4 関係図面を縦覧する場所並びに期間及び時間
 - (1) 場所 西東京市役所保谷東分庁舎1階 都市基盤部道路課
 - (2) 期間 令和7年7月31日から起算して2週間。ただし、西東京市の休日定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に定める休日を除く。
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

別紙

区域決定及び供用開始調書

No.	路線名	区域決定の区間	敷地の幅員及び延長		供用開始の区間
			幅員 (m)	延長 (m)	
1	市道 1796 号線	起点 泉町三丁目2175番16地先	5.00	29.50	起点 泉町三丁目2175番16地先
		終点 泉町三丁目2175番5地先			終点 泉町三丁目2175番5地先
2	市道 2784 号線	起点 芝久保町五丁目2295番3地先	6.00	123.54	起点 芝久保町五丁目2295番3地先
		終点 芝久保町五丁目2295番26地先			終点 芝久保町五丁目2295番26地先

案内図（区域決定及び供用開始）

